

長崎市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定に基づき、次のとおり長崎市指定給水装置工事事業者の指定を更新したため、長崎市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年長崎市水道局規程第3号）第4条第2号の規定により告示する。

令和8年6月30日

長崎市上下水道事業管理者 片江 伸一郎

1 事業所

- （1）指定番号 長水第663号
- （2）事業所名 株式会社 池本住宅設備
- （3）住 所 長崎市畝刈町1277番地1
- （4）代表者名 代表取締役 池本 淳一

2 指定期間 令和8年7月1日から

令和13年6月30日まで